

意見公募要領

1 意見募集対象

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2013（案）」の定点的評価

（注） 文章中、墨塗りの部分は、現時点で公表されていない情報であり、当該部分は意見募集の対象外となりますので、あらかじめ御了承ください。

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にて配布します。

3 意見提出方法

意見書又は意見提出フォームに氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い日本語で提出してください。

（１）電子メールの場合

電子メールアドレス：telecom-review_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

注１ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

注２ ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

注３ 電子データ容量が５MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）FAXの場合※

FAX番号：０３－５２５３－５８３８

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

（３）郵送の場合※

〒100-8926 東京都千代田区霞が関２－１－２ 中央合同庁舎２号館

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- 光ディスク : コンパクトディスク
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（４）電子政府の総合窓口〔e-Gov〕を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、（３）の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 26 年 8 月 8 日（金）17 時必着（郵送の場合は、同日付け必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 留意事項

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者の属性（個人で意見提出された方の属性を含みます。）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意 見 書

平成 2 6 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名^{注1}
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2013（案）」の定点的評価に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 別紙には意見の対象となる頁を明記すること。

(記入例)

領域	頁	意 見
第 2 編 定点的評価 第 1 章	4	【総務省案】 1.2 NTT ドコモの 3 つの市場シェアは、5 年前の 2008 年度末には 50% を超過していたが、その後継続して減少してきている。その結果、2008 年度末には 20% 超に上った 2 位以下の事業者とのシェアの格差は縮小している。 【意見】 *****
第 2 編 定点的評価 第 2 章	54	【総務省案】 23. 移動系データ通信市場における市場支配力に関しては、首位の NTT ドコモのシェアは高く、同社が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。ただし、NTT ドコモは引き続きシェアを減少させており、その結果として 2 位・3 位の事業者との市場シェアの差は縮小傾向にあり、同社の市場支配力を行使し得る地位は低下している。 【意見】 *****